

## 女职工劳动保护特别规定

中华人民共和国国务院令 第619号  
(2012年4月18日通过, 2012年4月28日公布, 自公布之日起施行)

**第一条** 为了减少和解决女职工在劳动中因生理特点造成的特殊困难, 保护女职工健康, 制定本规定。

**第二条** 中华人民共和国境内的国家机关、企业、事业单位、社会团体、个体经济组织以及其他社会组织等用人单位及其女职工, 适用本规定。

**第三条** 用人单位应当加强女职工劳动保护, 采取措施改善女职工劳动安全卫生条件, 对女职工进行劳动安全卫生知识培训。

**第四条** 用人单位应当遵守女职工禁忌从事的劳动范围的规定。用人单位应当将本单位属于女职工禁忌从事的劳动范围的岗位书面告知女职工。

女职工禁忌从事的劳动范围由本规定附录列示。国务院安全生产监督管理部门会同国务院人力资源社会保障行政部门、国务院卫生行政部门根据经济社会发展情况, 对女职工禁忌从事的劳动范围进行调整。

**第五条** 用人单位不得因女职工怀孕、生育、哺乳降低其工资、予以辞退、与其解除劳动或者聘用合同。

**第六条** 女职工在孕期不能适应原劳动的, 用人单位应当根据医疗机构的证明, 予以减轻劳动量或者安排其他能够适应的劳动。

对怀孕7个月以上的女职工, 用人单位不得延长劳动时间或者安排夜班劳动, 并应当在劳动时间内安排一定的休息时间。

怀孕女职工在劳动时间内进行产前检查, 所需时间计入劳动时间。

## 女子従業員労働保護特別規定

(国务院令第619号)  
(2012年4月28日公布、同日施行)

第1条 労働において生理的特徴によりもたらされる女子従業員の特殊な困難を減少し、解決し、かつ女子従業員の健康を保護するため、本規定を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の国家機関、企業、事業単位、社会団体、個人経済組織その他社会組織等の使用者及びその女子従業員に、本規定を適用する。

第3条 使用者は、女子従業員の労働保護を強化し、措置を講じて女子従業員の労働安全・衛生条件を改善し、女子従業員に対し労働安全・衛生知識研修をしなければならない。

第4条 使用者は、女子従業員に従事させてはならない労働範囲に関する規定を遵守しなければならない。使用者は、女子従業員に従事させてはならない労働範囲に属する当該組織の職位を書面により女子従業員に告知しなければならない。

女子従業員に従事させてはならない労働範囲は、本規定の附録により示す。国务院の安全生産監督管理部門は、国务院の人的資源社会保障行政部門及び国务院の衛生行政部門と共に経済社会発展の状況に基づき、女子従業員に従事させてはならない労働範囲について調整する。

第5条 使用者は、女子従業員の妊娠、出産及び授乳により当該女子従業員の賃金を引き下げ、解雇するか、又は当該女子従業員と労働或いは招聘雇用契約を解除してはならない。

第6条 女子従業員が妊娠期間において従来の労働に適応することができない場合、使用者は、医療機関の証明に基づき、労働量を軽減するか、又は適応することのできるその他の労働を手配しなければならない。

妊娠7か月以上の女子従業員に対し、使用者は、労働時間を延長するか、又は深夜労働を手配してはならず、かつ労働時間内に一定の休息時間を手配しなければならない。

妊娠した女子従業員が労働時間内に出産前検査をする場合には、必要な時間は、これ

**第七条** 女职工生育享受 98 天产假，其中产前可以休假 15 天；难产的，增加产假 15 天；生育多胞胎的，每多生育 1 个婴儿，增加产假 15 天。

女职工怀孕未满 4 个月流产的，享受 15 天产假；怀孕满 4 个月流产的，享受 42 天产假。

**第八条** 女职工产假期间的生育津贴，对已经参加生育保险的，按照用人单位上年度职工月平均工资的标准由生育保险基金支付；对未参加生育保险的，按照女职工产假前工资的标准由用人单位支付。

女职工生育或者流产的医疗费用，按照生育保险规定的项目和标准，对已经参加生育保险的，由生育保险基金支付；对未参加生育保险的，由用人单位支付。

**第九条** 对哺乳未满 1 周岁婴儿的女职工，用人单位不得延长劳动时间或者安排夜班劳动。

用人单位应当在每天的劳动时间内为哺乳期女职工安排 1 小时哺乳时间；女职工生育多胞胎的，每多哺乳 1 个婴儿每天增加 1 小时哺乳时间。

**第十条** 女职工比较多的用人单位应当根据女职工的需要，建立女职工卫生室、孕妇休息室、哺乳室等设施，妥善解决女职工在生理卫生、哺乳方面的困难。

**第十一条** 在劳动场所，用人单位应当预防和制止对女职工的性骚扰。

**第十二条** 县级以上人民政府人力资源社会保障行政部门、安全生产监督管理部门按照各自职责负责对用人单位遵守本规定的情况进行监督检查。

工会、妇女组织依法对用人单位遵守本规定的情况进行监督。

を労働時間に算入する。

第7条 女子従業員は、出産につき98日の出産休暇を享受し、そのうち出産前においては15日休むことができる。難産である場合には、出産休暇15日を追加する。多胎児を出産した場合には、出産する嬰兒が1名増えるごとに、出産休暇15日を追加する。

女子従業員は、妊娠4か月未満で流産した場合には、15日の出産休暇を享受する。妊娠4か月以上で流産した場合には、42日の出産休暇を享受する。

第8条 女子従業員の出産休暇期間の出産手当は、既に出産保険に加入している場合については使用者の前年度の従業員月平均賃金の基準により出産保険基金から支払い、出産保険に加入していない場合については女子従業員の出産休暇前賃金の基準により使用者が支払う。

女子従業員の出産又は流産に関する医療費用は、出産保険所定の項目及び基準により、既に出産保険に加入している場合については出産保険基金から支払い、出産保険に加入していない場合については使用者が支払う。

第9条 1歳未満の嬰兒に授乳する女子従業員に対し、使用者は、労働時間を延長し、又は深夜労働を手配してはならない。

使用者は、毎日の労働時間内に授乳期間にある女子従業員のため1時間の授乳時間を手配しなければならない。女子従業員が多胎児を出産した場合には、授乳する嬰兒が1名増えるごとに毎日1時間の授乳時間を追加する。

第10条 女子従業員が比較的多い使用者は、女子従業員の求めに基づき、女子従業員の衛生室、妊婦休息室及び授乳室等の施設を確立し、女子従業員の生理的衛生及び授乳における面の困難を適切に解決しなければならない。

第11条 労働場所において、使用者は、女子従業員に対するセクシュアルハラスメントを予防し、制止しなければならない。

第12条 県級以上の人民政府の人的資源社会保障行政部門及び安全生産監督管理部門は、各自の職責に従い使用者が本規定を遵守する状況について監督検査をすることに責任を負う。

労働組合及び婦女組織は、使用者が本規定を遵守する状況について法により監督す

**第十三条** 用人单位违反本规定第六条第二款、第七条、第九条第一款规定的，由县级以上人民政府人力资源社会保障行政部门责令限期改正，按照受侵害女职工每人 1000 元以上 5000 元以下的标准计算，处以罚款。

用人单位违反本规定附录第一条、第二条规定的，由县级以上人民政府安全生产监督管理部门责令限期改正，按照受侵害女职工每人 1000 元以上 5000 元以下的标准计算，处以罚款。用人单位违反本规定附录第三条、第四条规定的，由县级以上人民政府安全生产监督管理部门责令限期治理，处 5 万元以上 30 万元以下的罚款；情节严重的，责令停止有关作业，或者提请有关人民政府按照国务院规定的权限责令关闭。

**第十四条** 用人单位违反本规定，侵害女职工合法权益的，女职工可以依法投诉、举报、申诉，依法向劳动人事争议调解仲裁机构申请调解仲裁，对仲裁裁决不服的，依法向人民法院提起诉讼。

**第十五条** 用人单位违反本规定，侵害女职工合法权益，造成女职工损害的，依法给予赔偿；用人单位及其直接负责的主管人员和其他直接责任人员构成犯罪的，依法追究刑事责任。

**第十六条** 本规定自公布之日起施行。1988 年 7 月 21 日国务院发布的《女职工劳动保护规定》同时废止。

#### 附录：女职工禁忌从事的劳动范围

##### 一、女职工禁忌从事的劳动范围：

- (一) 矿山井下作业；
- (二) 体力劳动强度分级标准中规定的第四级体力劳动强度的作业；
- (三) 每小时负重 6 次以上、每次负重超过 20 公斤的作业，或者间断负重、每次负重超过 25 公斤的作业。

##### 二、女职工在经期禁忌从事的劳动范围：

る。

第13条 使用者が第6条第2項、第7条又は第9条第1項の規定に違反した場合には、県級以上の人民政府の人的資源社会保障行政部門が期間を限り是正するよう命じ、侵害を受けた女子従業員1名あたり1000元以上5000元以下の基準により計算して、罰金を科する。

使用者が本規定の附録第1条又は第2条の規定に違反した場合には、県級以上の人民政府の安全生産監督管理部門が期間を限り是正するよう命じ、侵害を受けた女子従業員1名あたり1000元以上5000元以下の基準により計算して、罰金を科する。使用者が本規定の附録第3条又は第4条の規定に違反した場合には、県級以上の人民政府の安全生産監督管理部門が期間を限り整備・管理するよう命じ、5万元以上30万元以下の罰金を科する。事案が重大である場合には、関係作業を停止するよう命じ、又は関係する人民政府に対し國務院の定める権限に従い閉鎖を命ずるよう要請する。

第14条 使用者が本規定に違反し、女子従業員の適法な權益を侵害した場合には、女子従業員は、法により苦情申立て、通報又は不服申立てをし、法により労働人事紛争調停仲裁機構に対し調停仲裁を申し立てることができ、仲裁裁決に対し不服である場合には、法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

第15条 使用者は、本規定に違反し、女子従業員の適法な權益を侵害した場合において、女子従業員に損害をもたらしたときは、法により賠償を与える。使用者及びその直接に責任を負う主管者その他の直接責任者が犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第16条 本規定は、公布の日より施行する。1988年7月21日に國務院が公布した『女子従業員労働保護規定』は、同時にこれを廃止する。

#### 附録：女子従業員に従事させてはならない労働範囲

1、女子従業員に従事させてはならない労働範囲は、次のとおりとする。

- (1) 坑内作業
- (2) 体力労働強度分級基準において定められた第4級体力労働強度の作業
- (3) 1時間あたりの負荷が6回以上であり、かつ各回の負荷が20キログラムを超える作業、又は間断的な負荷であり、かつ各回の負荷が25キログラムを超える作業

2、女子従業員に月経期間において従事させてはならない労働範囲は、次のとおりとする。

- (一) 冷水作业分级标准中规定的第二级、第三级、第四级冷水作业；
- (二) 低温作业分级标准中规定的第二级、第三级、第四级低温作业；
- (三) 体力劳动强度分级标准中规定的第三级、第四级体力劳动强度的作业；
- (四) 高处作业分级标准中规定的第三级、第四级高处作业。

### 三、女职工在孕期禁忌从事的劳动范围：

- (一) 作业场所空气中铅及其化合物、汞及其化合物、苯、镉、铍、砷、氰化物、氮氧化物、一氧化碳、二硫化碳、氯、己内酰胺、氯丁二烯、氯乙烯、环氧乙烷、苯胺、甲醛等有毒物质浓度超过国家职业卫生标准的作业；
- (二) 从事抗癌药物、己烯雌酚生产，接触麻醉剂气体等的作业；
- (三) 非密封源放射性物质的操作，核事故与放射事故的应急处置；
- (四) 高处作业分级标准中规定的高处作业；
- (五) 冷水作业分级标准中规定的冷水作业；
- (六) 低温作业分级标准中规定的低温作业；
- (七) 高温作业分级标准中规定的第三级、第四级的作业；
- (八) 噪声作业分级标准中规定的第三级、第四级的作业；
- (九) 体力劳动强度分级标准中规定的第三级、第四级体力劳动强度的作业；
- (十) 在密闭空间、高压室作业或者潜水作业，伴有强烈振动的作业，或者需要频繁弯腰、攀高、下蹲的作业。

### 四、女职工在哺乳期禁忌从事的劳动范围：

- (一) 孕期禁忌从事的劳动范围的第一项、第三项、第九项；
- (二) 作业场所空气中锰、氟、溴、甲醇、有机磷化合物、有机氯化物等有毒物质浓度超过国家职业卫生标准的作业。

- (1) 冷水作業分級基準において定められた第2級、第3級及び第4級の冷水作業
- (2) 低温作業分級基準において定められた第2級、第3級及び第4級の低温作業
- (3) 体力労働強度分級基準において定められた第3級及び第4級体力労働強度の作業
- (4) 高所作業分級基準において定められた第3級及び第4級の高所作業

3、女子従業員に妊娠期間において従事させてはならない労働範囲は、次のとおりとする。

- (1) 作業場所の空気中の鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、ベンゼン、カドミウム、ベリリウム、砒素、シアン化物、窒素酸化物、一酸化炭素、二硫化炭素、塩素、カプロラクタム、クロロプレン、クロロエチレン、エチレンオキシド、アニリン並びにホルムアルデヒド等の有毒物質の濃度が国家職業衛生基準を超える作業
- (2) 抗癌薬又はジエチルスチルベストロールの生産への従事、麻醉剤ガス等に接触する作業
- (3) 非密封線源の物質の操作、原子力事故及び放射事故の緊急対応処置
- (4) 高所作業分級基準において定められた高所作業
- (5) 冷水作業分級基準において定められた冷水作業
- (6) 低温作業分級基準において定められた低温作業
- (7) 高温作業分級基準において定められた第3級及び第4級の作業
- (8) 騒音作業分級基準において定められた第3級及び第4級の作業
- (9) 体力労働強度分級基準において定められた第3級及び第4級体力労働強度の作業
- (10) 密閉空間或いは高压室における作業或いは潜水作業、強烈な振動を伴う作業、又は頻繁に腰を曲げ、よじ登り、或いはうづくまる必要のある作業

4、女子従業員に授乳期間において従事させてはならない労働範囲は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠期間に従事させてはならない労働範囲の第(1)号、第(3)号及び第(9)号
- (2) 作業場所の空気中のマンガ、フッ素、臭素、メタノール、有機リン化合物及び有機塩素化合物等の有毒物質の濃度が国家職業衛生基準を超える作業